「電源開発促進税法取扱通達」新旧対照表

12 供給区域 事業法第6条《許可証》の規定により、一般送配電事業

	(注) アンダーラインを付した箇所が新設し、又は改正した箇所である。
改 正 後	改正前
第 1 共通事項	第 1 共通事項
(定義)	(定義)
1 この通達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定め	1 この通達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定め
るところによる。	るところによる。
(1)~(3) (省略)	(1)~(3) (同左)
(4) 託送供給等約款 事業法第18条第1項《託送供給等約款》 又は事業	(4) 託送供給等約款 事業法第18条第1項《託送供給等約款》に規定す
<u>法第27条の12の11第1項《託送供給等約款》</u> に規定する託送供給等約	る託送供給等約款をいう。
款をいう。	
(5) 一般送配電事業等 事業法第2条第1項第8号《定義》に規定する	(5) 一般送配電事業 事業法第2条第1項第8号《定義》に規定する一
一般送配電事業及び同項第11号の2《定義》に規定する配電事業をい	般送配電事業をいい、次号の <u>一般送配電事業者</u> が、同条第2項に規定
い、次号の一般送配電事業者等が、同条第2項又は同条第4項に規定	する事業を営むときは、その事業を含むものとする。
する事業を営むときは、その事業を含むものとする。	
(6) 一般送配電事業者等 一般送配電事業等を営むことについて、事業	(6) <u>一般送配電事業者</u> <u>一般送配電事業</u> を営むことについて、事業法第
法第3条《事業の許可》又は事業法第27条の12の2《事業の許可》の規	3条《事業の許可》の規定による許可を受けた者をいい、事業法第2
定による許可を受けた者をいい、事業法第2条第1項第16号に規定す	条第1項第16号に規定する電気事業のうち、小売電気事業、送電事業、
る電気事業のうち、小売電気事業、送電事業、特定送配電事業 <u>、</u> 発電事	特定送配電事業 <u>及び</u> 発電事業を併せ営むものを含むものとする。
業及び特定卸供給事業を併せ営むものを含むものとする。	
(7)~(10) (省略)	(7)~(10) (同左)
11 特定卸供給事業 事業法第2条第1項第15号の3に規定する特定卸	(新設)
供給事業をいう。_	
<u>印</u> 販売電気 法第2条第3号《定義》に規定する販売電気をいう。	(11) 販売電気 法第2条第3号《定義》に規定する販売電気をいう。

供給区域 事業法第6条《許可証》又は事業法第27条の12の5《許

<u>可証》</u>の規定により、<u>一般送配電事業者等</u>が許可を受けた電気の供給 区域をいう。

- (14) 供給販売電気 販売電気のうち、法第2条第3号イに規定する電気 をいう。
- (15) 自家使用販売電気 販売電気のうち、法第2条第3号ロに規定する 電気をいう。
- (16) 定額料金制の供給販売電気 供給販売電気のうち、託送供給等約款 又は供給販売電気の供給に係る契約(以下「供給契約」という。)にお いてその料金が定額をもつて定められているものをいう。
- (17) 従量料金制の供給販売電気 供給販売電気のうち、定額料金制の供給販売電気以外のものをいう。
- (18) 計量自家使用販売電気 自家使用販売電気のうち、その電力量の計量につき令第4条第1項《一般送配電事業者等が自ら使用した電気の電力量》の規定の適用を受けるものをいう。
- (19) 推計自家使用販売電気 自家使用販売電気のうち、その電力量の計量につき令第4条第2項の規定の適用を受けるものをいう。
- <u>②</u> 自家使用販売電気の需要設備 令第4条第1項に規定する設備をい う。
- (21) 発電用設備 令第4条第1項かつこ書に規定する「発電用のボイラー、原子炉、タービン、発電機、燃料燃焼設備その他の発電のために直接使用される設備及び当該設備の運転に直接必要な設備」をいう。
- (22) 課税標準数量 法第7条第1項第3号《課税標準及び税額の申告》 に規定する合計電力量をいう。
- <u>図</u> 課税標準たる数量 課税標準の計算の基礎となる販売電気の電力量 をいう。

次 正 前

者が許可を受けた電気の供給区域をいう。

- (13) 供給販売電気 販売電気のうち、法第2条第3号イに規定する電気 をいう。
- (14) 自家使用販売電気 販売電気のうち、法第2条第3号ロに規定する 電気をいう。
- (15) 定額料金制の供給販売電気 供給販売電気のうち、託送供給等約款 又は供給販売電気の供給に係る契約(以下「供給契約」という。)にお いてその料金が定額をもつて定められているものをいう。
- (16) 従量料金制の供給販売電気 供給販売電気のうち、定額料金制の供給販売電気以外のものをいう。
- (17) 計量自家使用販売電気 自家使用販売電気のうち、その電力量の計量につき令第4条第1項《一般送配電事業者が自ら使用した電気の電力量》の規定の適用を受けるものをいう。
- (18) 推計自家使用販売電気 自家使用販売電気のうち、その電力量の計量につき令第4条第2項の規定の適用を受けるものをいう。
- (19) 自家使用販売電気の需要設備 令第4条第1項に規定する設備をい う。
- (20) 発電用設備 令第4条第1項かつこ書に規定する「発電用のボイラー、原子炉、タービン、発電機、燃料燃焼設備その他の発電のために直接使用される設備及び当該設備の運転に直接必要な設備」をいう。
- (1) 課税標準数量 法第7条第1項第3号《課税標準及び税額の申告》 に規定する合計電力量をいう。
- (22) 課税標準たる数量 課税標準の計算の基礎となる販売電気の電力量 をいう。

(型) 計量日 令第4条第1項に規定する計量日又は託送供給等約款若し くは供給契約において供給販売電気の電力量を計量することとされて いる日をいう。

第2 販売電気の範囲等

(販売電気)

1 <u>一般送配電事業者等</u>以外の者が他からの需要に応じ電気を供給し、又は自ら電気を使用している場合におけるこれらの電気は、販売電気に含まれないのであるから留意する。

(供給販売電気)

- 2 供給販売電気の取扱いについては、次の各号に定めるところによる。
- (1) 法第2条第3号イ《定義》のかつこ書に規定する「他の一般送配電事業者等に当該他の一般送配電事業者等が営む電気事業の用に供するための電気として供給したもの」には、一般送配電事業者等が当該電気の供給先である他の一般送配電事業者等に直接供給した電気だけでなく第三者の送電設備を経由して当該他の一般送配電事業者等に供給した電気も含む。
- (2) 法第2条第3号イのかつこ書に規定する「<u>一般送配電事業者等</u>が営む電気事業の用に供するための電気」には、当該電気の供給を受けた <u>一般送配電事業者等が、一般送配電事業等</u>、小売電気事業、送電事業、 特定送配電事業<u>又は特定卸供給事業</u>として供給するための電気のほか、当該一般送配電事業者等が発電事業のために使用する電気を含む。
- (3) 法第2条第3号イのかつこ書に規定する「<u>一般送配電事業等</u>の用に 供する電線路を介することなく特定送配電事業として供給したもの」

改 正 前

(23) 計量日 令第4条第1項に規定する計量日又は託送供給等約款若し くは供給契約において供給販売電気の電力量を計量することとされて いる日をいう。

第2 販売電気の範囲等

(販売電気)

1 <u>一般送配電事業者</u>以外の者が他からの需要に応じ電気を供給し、又は 自ら電気を使用している場合におけるこれらの電気は、販売電気に含ま れないのであるから留意する。

(供給販売電気)

- 2 供給販売電気の取扱いについては、次の各号に定めるところによる。
- (1) 法第2条第3号イ《定義》のかつこ書に規定する「他の一般送配電事業者に当該他の一般送配電事業者が営む電気事業の用に供するための電気として供給したもの」には、一般送配電事業者が当該電気の供給先である他の一般送配電事業者に直接供給した電気だけでなく第三者の送電設備を経由して当該他の一般送配電事業者に供給した電気も含む。
- (2) 法第2条第3号イのかつこ書に規定する「<u>一般送配電事業者</u>が営む電気事業の用に供するための電気」には、当該電気の供給を受けた<u>一般送配電事業者が、一般送配電事業</u>、小売電気事業、送電事業<u>又は特定送配電事業として供給するための電気のほか、当該一般送配電事業者</u>が発電事業のために使用する電気を含む。
- (3) 法第2条第3号イのかつこ書に規定する「一般送配電事業の用に供する電線路を介することなく特定送配電事業として供給したもの」と

とは、<u>一般送配電事業者等</u>が維持・運用する<u>一般送配電事業等</u>の用に 供する電線路と特定送配電事業の用に供する電線路を接続せずに当該 <u>一般送配電事業者等</u>が特定送配電事業として需要家に電気を供給した ものをいう。

(自家使用販売電気等)

- 3 自家使用販売電気の取扱いについては、次の各号に定めるところによる。
- (1) 法第2条第3号ロ《定義》のかつこ書に規定する「発電のために直接使用したもの」とは、一般送配電事業者等が発電事業の用に供する発電用設備において使用した電気をいう。
- (2) 令第4条第1項《一般送配電事業者等が自ら使用した電気の電力量》かつこ書に規定する「発電用のボイラー、原子炉、タービン、発電機、燃料燃焼設備その他の発電のために直接使用される設備」とは、一般送配電事業者等が発電事業の用に供する発電用のボイラー、原子炉、タービン、発電機、石炭又は重油等の燃料燃焼設備、ディーゼル機関設備、水車、ポンプ水車、空気圧縮機、ガス発生機、原子炉冷却系統設備、冷却水系統設備、復水器、復水、給水系統設備、原子炉再循環系統設備その他の発電のために直接使用される設備をいう。

(3)~(5) (省略)

第3 課税標準数量の計算等

(課税標準数量等の計算期間の区分)

1 各月における販売電気の電力量の計算の基礎となる期間については、 次の点に留意する。 改正前

は、<u>一般送配電事業者</u>が維持・運用する<u>一般送配電事業</u>の用に供する 電線路と特定送配電事業の用に供する電線路を接続せずに当該<u>一般送</u> 配電事業者が特定送配電事業として需要家に電気を供給したものをい う。

(自家使用販売電気等)

- **3** 自家使用販売電気の取扱いについては、次の各号に定めるところによる。
 - (1) 法第2条第3号ロ《定義》のかつこ書に規定する「発電のために直接使用したもの」とは、一般送配電事業者が発電事業の用に供する発電用設備において使用した電気をいう。
 - (2) 令第4条第1項《一般送配電事業者が自ら使用した電気の電力量》かつこ書に規定する「発電用のボイラー、原子炉、タービン、発電機、燃料燃焼設備その他の発電のために直接使用される設備」とは、一般送配電事業者が発電事業の用に供する発電用のボイラー、原子炉、タービン、発電機、石炭又は重油等の燃料燃焼設備、ディーゼル機関設備、水車、ポンプ水車、空気圧縮機、ガス発生機、原子炉冷却系統設備、冷却水系統設備、復水器、復水、給水系統設備、原子炉再循環系統設備その他の発電のために直接使用される設備をいう。

(3)~(5) (同左)

第3 課税標準数量の計算等

(課税標準数量等の計算期間の区分)

1 各月における販売電気の電力量の計算の基礎となる期間については、 次の点に留意する。

- (1) (省略)
- (2) 法第7条第1項第2号に規定する自家使用販売電気の課税標準たる数量は、一般送配電事業者等がその月中において自ら使用した電気の電力量とされているが、ここにいう「その月中」とは、次に掲げる期間をいう。

イ・ロ (省略)

(供給販売電気の電力量の計算)

2 供給販売電気の課税標準たる数量の計算については、次の各号に定めるところによる。

(1)~(3) (省略)

(4) 前号の規定により定額料金制の供給販売電気の課税標準たる数量を 計算しようとする場合には、当分の間、次表に掲げる供給契約の種別 ごとに、当該種別に対応する同表に掲げる計算式により毎月の当該課 税標準たる数量を計算しても差し支えないものとする。

供給契約の)種別	計算式
定額電灯	電 灯	契約KW数 × 月別使用時間
上 領 电 刀	小型機器	契約個数 × 20KW時
公 衆 街	路灯	契約KW数 × 月別使用時間
農事用	電 灯	契約KW数 × 月別使用時間
臨 時 1	電 灯	契約 <u>灯</u> 個数 × 40KW時
農事用電力	脱穀調整	契約KW数 × 100時間
	育苗栽培	契約KW数 × 360時間
臨時	電 力	契約KW数 × 200時間
深夜	電 力	契約KW数 × 200時間

(注) (省略)

(1) (同左)

(2) 法第7条第1項第2号に規定する自家使用販売電気の課税標準たる 数量は、一般送配電事業者がその月中において自ら使用した電気の電力量とされているが、ここにいう「その月中」とは、次に掲げる期間をいう。

īF

前

改

イ・ロ (同左)

(供給販売電気の電力量の計算)

2 供給販売電気の課税標準たる数量の計算については、次の各号に定めるところによる。

(1)~(3) (同左)

(4) 前号の規定により定額料金制の供給販売電気の課税標準たる数量を 計算しようとする場合には、当分の間、次表に掲げる供給契約の種別 ごとに、当該種別に対応する同表に掲げる計算式により毎月の当該課 税標準たる数量を計算しても差し支えないものとする。

供給契約の)種別	計算式
定額電灯	電 灯	契約KW数 × 月別使用時間
	小型機器	契約個数 × 20KW時
公 衆 街	路灯	契約KW数 × 月別使用時間
農事用	電 灯	契約KW数 × 月別使用時間
臨 時	電 灯	契約 <u>燈</u> 個数 × 40KW時
農事用電力 -	脱穀調整	契約KW数 × 100時間
	育苗栽培	契約KW数 × 360時間
臨 時	電 力	契約KW数 × 200時間
深夜	電 力	契約KW数 × 200時間

(注) (同左)

(推計自家使用販売電気の電力量の計算)

- 3 推計自家使用販売電気の課税標準たる数量の計算については、次による。
- (1) 令第4条第2項《<u>一般送配電事業者等</u>が自ら使用した電気の電力量》 に規定する「同項の規定によることが困難である場合」とは、自家使 用販売電気の需要設備において使用した電気を計量するための電力量 計が設けられていない場合のほか、次に掲げる場合をいう。

イ~ニ (省略)

(2) 推計自家使用販売電気の課税標準たる数量の計算は、第3の2《供給販売電気の電力量の計算》の(3)に規定する定額料金制の供給販売電気の課税標準たる数量の計算に準じて行うものとするが、発電所(第2の3《自家使用販売電気等》の(5)に規定する発電所をいう。以下同じ。)及び変電所に係る毎月の推計自家使用販売電気の課税標準たる数量を次に掲げる電力量以上の電力量としている一般送配電事業者等がある場合には、当該電力量を当該課税標準たる数量として取り扱つて差し支えない。

イ・ロ (省略)

(3) (省略)

改 正 前

(推計自家使用販売電気の電力量の計算)

- 3 推計自家使用販売電気の課税標準たる数量の計算については、次による。
 - (1) 令第4条第2項《<u>一般送配電事業者</u>が自ら使用した電気の電力量》 に規定する「同項の規定によることが困難である場合」とは、自家使 用販売電気の需要設備において使用した電気を計量するための電力量 計が設けられていない場合のほか、次に掲げる場合をいう。

(2) 推計自家使用販売電気の課税標準たる数量の計算は、第3の2《供給販売電気の電力量の計算》の(3)に規定する定額料金制の供給販売電気の課税標準たる数量の計算に準じて行うものとするが、発電所(第2の3《自家使用販売電気等》の(5)に規定する発電所をいう。以下同じ。)及び変電所に係る毎月の推計自家使用販売電気の課税標準たる数量を次に掲げる電力量以上の電力量としている一般送配電事業者がある場合には、当該電力量を当該課税標準たる数量として取り扱つて差し支えない。

イ・ロ (同左)

イ~ニ (同左)

(3) (同左)